

あなたも「統計調査員」として

働いてみませんか？

統計調査員は、国や県が実施する様々な統計調査において、調査対象となる事業所や世帯を訪問して、調査の説明や調査書類の配布、回収、点検などを行います。

伯耆町では、統計調査に理解をもって、積極的に活動に取り組んでいただける人を募集しています。

主な業務(調査ごとに)

- ①調査員説明会へ出席
- ②調査準備(調査区域や調査対象の確認)
- ③調査書類の配布(記入依頼)と回収
- ④回収した調査書類の点検・整理
- ⑤調査書類の提出



登録調査員の身分

調査期間中は、鳥取県知事から任命される非常勤の公務員となります。

任命期間・報酬

調査ごとに調査期間、報酬が異なります。

調査員の要件

- ・町内にお住まいの20歳以上の人
- ・責任を持って調査事務を遂行出来る人
- ・調査で知り得た情報の秘密を守れる人
- ・税務、警察、選挙に直接関係のない人
- ・暴力団員でない人、及び密接な関係を持たない人



応募・問い合わせ先 企画課 町づくり推進室 TEL 0859-68-3113

固定資産税に係る審査申出制度

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して、審査申出をすることができます。

令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例

令和3年度限りの特別な措置により税額が据置かれている土地の場合、令和3年度の価格について、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日までの間も、審査申出をすることができます。

固定資産の価格や課税内容に疑問がございましたら、まずは住民課までお問い合わせください。

荒廃農地防止事業交付金

保全管理が見込めない農地が荒廃することを防止するための取り組みを支援しています。

対象者

保全管理を行った農業団体、農事実行組合、集落組織 等
※個人での取組・申請は対象外です。

要件

- (1)土地所有者等の同意
- (2)保全活動の実施(草刈り・耕うん等)
※周辺の農地に比べて著しく景観を損なわない程度

交付単価

一反当たり5,000円(1㎡当たり5円)
※用途に制限はありません(領収書の提出は不要)。
・草刈機刃、燃料等の購入
・作業員への手当 等々

その他

中山間地域等直接支払または多面的機能支払交付金の取り組み中の農地は対象外となります。



問い合わせ先

産業課 TEL 0859-68-3315

問い合わせ先

住民課 税務室
TEL 0859-68-3114